

佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施要領

制定：平成 29 年 5 月 22 日付け林業第 242 号

改正：平成 30 年 6 月 29 日付け林業第 629 号

改正：令和元年 5 月 14 日付け林業第 297 号

改正：令和 3 年 3 月 31 日付け林業第 2240 号

改正：令和 4 年 4 月 1 日付け林業第 126 号

改正：令和 5 年 5 月 8 日付け林業第 95 号

第 1 趣 旨

県内の人工林は住宅資材等に使用可能な時期を迎えており、森林資源の循環利用を促進するためには、県産木材の利用拡大を推進する必要がある。また、近年の住宅建築においては、性能が安定した乾燥木材の需要が高まっているが、県内の小規模な生産体制では、安定した品質・量を提供できていない状況にある。このため、本事業において、木材の流通・加工、消費に至る取組を支援することにより、県産木材の需要拡大を図ることを目的とする。

第 2 関係法規

事業の実施については、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 箇年とする。

第 4 事業の内容等

本事業の区分、事業内容、採択要件は、別紙 1 のとおりとする。

第 5 事業主体

1 別表 1 に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 事業主体は、前項(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

第6 事業計画等の作成

- 1 事業主体及び一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「木材協会」という。）は、別紙1に掲げる事業を開始する前に事業実施計画承認申請書（様式第1号）及び別紙4を事業主体ごとに作成し、知事へ提出するものとする。ただし、さかの木天然乾燥木材生産支援事業については、木材協会が事業主体の計画事業量を取りまとめ、事業実施計画承認申請書（様式第1号）を知事へ提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき事業実施計画承認申請書の提出があった場合は、事業主体及び木材協会が作成する事業の実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業主体及び木材協会から提出された事業実施計画承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、その承認を行うものとする。
- 3 事業主体及び木材協会は、別紙2に掲げる重要な変更に伴う事業計画の変更を行う場合においては、交付要綱第5条第2項に規定する補助金変更承認申請書に変更事業実施計画書（様式第1号の附表）を添付するものとする。

第7 助成

県は、予算の範囲内において、第4に掲げる経費に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

第8 事業実施上の手続

- 1 さかの木施設整備支援事業
 - (1) 機械等の施設整備を行う場合は、原則として二者以上の入札又は見積合せにより、最低価格を採用する。
 - (2) 製品倉庫などを建築する場合は、原則木造とし県産木材を主要構造材に70%以上使用すること。また、建築完了後は県産木材及び合法木材の証明書を提出すること。
なお、やむを得ず木造化にできない場合は、理由を整理し提出すること。
 - (3) 県産木材の利用量の割合については、別紙1の採択要件のとおりとするが、既に県産木材の利用量の割合が70%以上の事業体にあつては、3年間現状を維持すること。
 - (4) 中古の機械等を導入する場合は、耐用年数がおおむね5年以上あること。
- 2 さかの木でつながる家づくり応援事業
 - (1) 資材等を見積りを徴収する場合は、原則として二者以上の入札又は見積合せにより、最低価格を採用する。
 - (2) 農林事務所の管轄をまたがるグループについて、主たる者が登録している市町の管轄する農林事務所へ書類を提出するものとする。
- 3 さかの木天然乾燥木材生産支援事業
 - (1) 天然乾燥する木材については、県産木材とすること。

第9 事業の着手及び完了

事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知（以下「交付決定」という。）を受けた後に行うものとする。

第10 事業の成工確認及び書類の審査等

- 1 さかの木施設整備支援事業、及びさかの木でつながる家づくり応援事業は次によるものとする。
 - (1) 事業主体は、事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、農林事務所長に提出するものとする。
 - ア 事業の完了が確認できる書類
 - イ 契約書、見積書、領収書等の写し
 - ウ 完了写真又は活動状況写真
 - エ 図面等
 - (2) 農林事務所長は、事業主体から実績報告書等が提出されたときは、事業の竣工確認調査を

行うものとする。

- (3) 農林事務所長は、竣工確認調査が完了したときは、実績報告書に竣工確認調査報告書（別紙5）及び完成写真等の写しを付し、佐賀県農林水産部林業課長（以下「林業課長」という。）に提出するものとする。

2 さがの木天然乾燥木材生産支援事業は次によるものとする。

- (1) 木材協会は、事業主体の事業が完了したときは、成工確認を行うものとする。
- (2) 木材協会は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
 - ア 事業主体の完了が確認できる書類
 - イ 成工確認復命書等の写し
 - ウ 佐賀県産乾燥木材取扱管理簿
 - エ 完成写真
 - オ 成工確認状況写真
- (3) 林業課職員は、木材協会から実績報告書等が提出されたときは、書類の審査（必要に応じて現地調査）を行うものとする。

第11 関係書類の整備

事業主体の長は、別紙6に掲げる書類を整備しておくものとする。

第12 施設等の管理

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ）は、事業により設置した施設等については、事業の趣旨に即して適正に管理しなければならない。ただし、対象はさがの木施設整備支援事業のみとする。
- 2 管理主体は、施設の管理状況等を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに努めるものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設の種類、構造、規模、形式、数量等
 - (3) 施設の所在（設置場所）
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者（使用者）の範囲
 - (6) 利用方法（使用方法）に関する事項
 - (7) 施設の保全及び償却に関する事項
 - (8) その他管理に必要な事項
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2とし、やむを得ず耐用年数内に処分等をしようとする場合は、あらかじめ知事へ協議し、承認を得なければならない。

第13 達成状況等の報告

事業主体は、事業計画に定められた指標の達成状況等について、達成状況調査報告書（様式第2号）により、目標年度の翌年度の4月末までに知事に報告するものとする。

なお、報告については、さがの木施設整備支援事業のみとする。

第14 事業看板等の設置施設の標示

事業主体は、事業完了後遅滞なく、事業名や導入年度等を明らかにするための看板等を施設の見やすい箇所に設置しなければならない。

なお、対象事業については、さがの木施設整備支援事業とする。

第15 書類の経由

規則又はこの要領に基づき提出する書類は、さかの木施設整備支援事業、及びさかの木でつながらる家づくり応援事業については、要綱第11条のただし書きの書類を除き、所轄農林事務所を経由しなければならない。ただし、さかの木天然乾燥木材生産支援事業については、この限りではない。

第16 補 則

この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施計画承認申請書

佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施要領第6の1（変更の場合は、6の3）の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業達成状況調査報告書

佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施要領第13の規定に基づき、事業計画の達成状況について報告します。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 要 件
1 さがの木施設整備支援事業	県産木材を製材・販売する製材業者等が整備する施設整備について支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき登録された者で、国庫補助事業等の補助要件に該当しない事業者を対象とする。 ・県産木材の利用量（加工量、流通量、乾燥量）の割合が現状値の30%以上増加すること。 ・製品倉庫等を建設する場合は、木造とし県産木材を使用した倉庫とすること。 また、県産木材及び合法木材の証明ができること。
2 さがの木でつながる家づくり応援事業	<p>県産木材を使用した木造住宅づくりの一環として開催するイベント等の経費について支援する。</p> <p>イベント等については、組織した団体が主催する県産木材を使用した顔の見える住宅づくりや県産木材の需要拡大につながる活動とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県産木材地産地消の応援団及び木材の生産・加工流通業者（「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき、登録された者）で組織する団体を対象とする。 ・組織する団体には、①木材生産業者、②木材加工流通業者、③大工・工務店の3業種の参加を必須とする。
3 さがの木天然乾燥木材生産支援事業	県産天然乾燥木材の生産に必要な経費の一部について助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき、登録された業者で生産された木材であること。 ・天然乾燥する木材については、県産木材とする。 ・購入された木材が県産木材であることを証明できること。 ・天然乾燥木材の生産のために、木材を保管する期間は、3箇月以上とする。 ・生産された乾燥木材は、在庫情報としてホームページ等で広く公表すること。 ・生産された乾燥木材は、主に県内で販売すること。
4 推進事務	区分3に関する補助金の交付決定・確定審査・支払等を行うために要する経費を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、旅費、需用費、役務費、その他必要となる経費を対象とする。

(別紙2)

事業計画の変更を伴う事項

区 分	重要な変更
1 さがの木施設整備支援	(事業計画) ・ 事業の中止又は廃止 ・ 補助金額の変更 ・ その他知事が必要と認めるもの
2 さがの木でつながる家づくり応援	(事業計画) ・ 事業の中止又は廃止 ・ 補助金額の変更 ・ その他知事が必要と認めるもの
3 さがの木天然乾燥木材生産支援	(事業計画) ・ 事業の中止又は廃止 ・ 補助金額の変更 ・ その他知事が必要と認めるもの
4 推進事務	(事業計画) ・ 事業の中止又は廃止 ・ 補助金額の変更 ・ その他知事が必要と認めるもの

指標のガイドライン

- 1 このガイドラインは、様式第1号及び様式第4号を作成する場合に適用する。
- 2 個別指標の設定単位は事業主体ごととする。
- 3 下表のうち、個別指標の欄について、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択選択する指標とする。
- 4 個別指標の加工量については原木ベース、流通量については原木又は製材品ベース及び乾燥量については製品ベースとする。
- 5 目標年度は、事業実施年度の翌年度から3年目とする。

区 分	事 業 種 目	個 別 指 標	個 別 指 標 の 定 義
さがの木施設整備支援事業	木材製材施設装置		
	木材加工施設装置		
	木材材質高度化施設装置		
	木材処理加工用機械	● 県産木材利用（加工）量の割合 ● 県産木材利用（流通）量の割合 ● 県産木材利用（乾燥）量の割合	県産木材利用（加工）量の割合（目標値） 県産木材利用（流通）量の割合（目標値） 県産木材利用（乾燥）量の割合（目標値）
	品質向上・物流拠点施設装置		
	木材集出荷用機械		

(別紙4)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

※事業主体ごとに作成すること。

※氏名は本人が自署すること。

(別紙5)

竣 工 確 認 調 査 報 告 書

様

令和 年 月 日に（事業主体名）の令和 年度佐賀県ふる郷の木づかい
プロジェクト事業の竣工確認調査を実施しましたが、その結果は別添のとおりでした。

令和 年 月 日

（ 確 認 者 ）

所属・職 名

氏 名

(別紙5の付)

竣 工 確 認 調 査 調 書

(1) 事業の概要

事業区分		施行方法	
事業主体		当初事業費 (当初請負額)	
施行箇所		変更事業費 (変更請負額)	
事業量		事業着手日 (契約年月日)	
事業費		事業実施期間 (契約工期)	
補助金額		完了年月日	
補助要件			

(注)

- 1 補助要件の欄には、別紙3の個別指標の数値を記載すること。(さがの木施設整備支援事業のみ)

(2) 確認関係者

職・氏名		
職・氏名		

(3) 確認内容

- ① 設計及び工事並びに機械器具類の購入に関する事項
- ② 備付帳簿類に関する事項 (別紙6の関係書類について確認を行う)
- ③ 総評

(別紙6)

1 会計関係書類

- (1) 金銭又は現金出納簿
- (2) 収入・支出整理簿
- (3) 負担金（賦課金）明細・徴収原簿

2 証拠書類

見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書、証明書等

3 契約関係書類

入札顛末書、請負（委託）契約書、施工写真（成果品）、工事打合簿、合法木材証明書（県内の合法木材認定事業体が発行）、県産木材生産履歴証明書（さがの木流通管理センターが発行）、管理規程（下記参照）等

4 台帳関係

財産管理台帳

5 管理規程

- 1 目的
- 2 施設の種類、構造、規模、形式等
- 3 設置場所
- 4 管理責任者
- 5 利用者（使用者）の範囲
- 6 利用方法（使用方法）に関する事項
- 7 施設の保全及び償却に関する事項
- 8 その他管理に必要な事項

(別紙7)

同意書

佐賀県 林業課長 様

私は「さかの木でつながる家づくり応援事業」にて、県産木材を使用した顔の見える住宅づくりや、県産木材の需要拡大に向け活動する団体として参加することに同意します。

令和 年 月 日

団体名			
参加団体	木材生産業者	住所	
		氏名	
	木材加工流通業者	住所	
		氏名	
	大工・工務店	住所	
		氏名	

※氏名は本人が自署すること。

(様式第1号の附表)

作成年度	令和	年度
事業主体名		

佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業
(変更) 事業実施計画書
区分：(該当事業を記載すること)

(様式第1号の附表)

1 具体的な事業内容

(単位：円)

区 分	事業種目	実施市町	事業主体	事業内容	総事業費	経費内訳		個別指標						備 考	
						補助金	その他	指 標	現状値			目標値			
									数値	単 位	年 度	数値	単 位		年 度
1. さがの木施設整備支援事業			計												
合 計															

(注)

- 個別指標については、別紙3に定める事項を記載することとし、下段に県産材利用量及び全体利用量(m3)を記載すること。
 - 事業種目については、別紙3の該当事業種目を、事業内容については、整備内容（必要に応じて具体名を記載。）及び数量を記載すること。
 - 実施市町は、事業を予定している市町名を記載すること。
 - 事業主体ごとに計、区分ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 経費内訳のその他の欄には、事業主体に係る経費を記載すること。
 - 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。
 - その他（区分ごとに該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。）
- ※ 行については、適宜加除のこと。
- ※2 事業主体毎に誓約書(別紙4)を添付すること（市町、森林組合が事業主体の場合を除く。）

2 さがの木施設整備支援事業の詳細

(単位：円)

事業主体名	施設整備の内容	数量	県産木材利用計画量 (m ³)					総事業費	経費内訳		備 考
			令和	年度	令和	年度	令和		年度	平均	
合 計											

(注)

- 県産木材利用計画量の欄には、事業実施年度の翌年度を始期とする3カ年間の県産木材の利用量及び3年間の平均値を記載すること。
- 事業費及び経費内訳は、消費税込みの金額とし、その他に消費税額を記載すること。
- 備考欄に消費税相当額及び税抜き事業費を記載すること。
- 素材生産量の前年度実績が確認できる資料及び概算見積書を添付すること。
- 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

(様式第1号附表)

さがの木でつながる家づくり応援事業実施計画書 (変更計画書)

1 事業の目的 (変更の理由)

--

2 事業計画の内容

(1) 実施内容

開催時期	実施内容 (回数等)	備考

(2) 家づくりグループ一覧

企業名	住所	職種	イベントでの役割

3 事業経費

名称	金額(消費税)	算出基礎	備考
合計			

3 添付資料

- ① 見積書等
- ② 誓約書 (別紙4)
- ③ 同意書 (別紙9)

(様式第1号附表)

さかの木天然乾燥木材生産支援事業実施計画書 (変更計画書)

1 事業の目的 (変更の理由)

--

2 事業計画の内容

(1) 事業の概要

実施名称	実施内容	備考

(2) 天然乾燥木材生産工場の概要

製材工場名	製材工場の住所	生産する製品の内容 (寸法、本数)	材積 (m ³)
合 計			

3 事業経費

事業費 (消費税額)	負担区分		備考
	県費	その他	
円	円	円	
()			
合 計			

※備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、減額した金額〇〇〇〇円 (県補助金相当) を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 添付資料

- ① 事業費の積算根拠となる見積書等
- ② 乾燥木材管理スケジュール (案)
- ③ 「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の製材業者登録証の写し
- ④ 別紙 (誓約書)

(様式第1号附表)

推進事務実施計画書 (変更計画書)

1 事業の目的 (変更の理由)

--

2 事業計画の内容

(1) 実施内容

実施時期	実施内容 (回数等)	備考

(2) 事業経費

名称	補助対象経費	算出基礎	補助金	備考
	円		円	
()				
合計				

※消費税を除いた金額を補助対象経費 (ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む) とし、補助金額は千円未満切捨てとする。

3 添付資料

- ① 見積書等 (必要に応じて)
- ② 別紙 (誓約書)

(様式第2号の附表)

1 具体的事業内容

(単位：円)

区 分	事業種目	実施市町	事業主体	事業内容	総事業費		経費内訳		備考
							補助金	その他	
1. さがの木施設整備支援									
合 計									

(注)

- 1 事業種目については、別紙3の該当事業種目を、事業内容については、整備内容（必要に応じて具体名を記載。）及び数量を記載すること。
- 2 事業主体ごとに計、区分ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。

* 行については、適宜加除のこと。

2 実績及び達成率

個別指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年度	

(注)

- 1 指標、現状値、目標値、単位については、事業計画の内容とすること。
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。（別葉可）
- 4 報告年度については、本要領第13に基づくこと。

* 行については、適宜加除すること。